

## 7 医療・保健

### 7.1 平成14年度の全学的目標

平成14年度の医療・保健に関する全学的な方針・主要計画は以下のとおりであった。

- 1 学生・教職員の心身の健康保持・増進のため、保健管理センターの機能を充実させる。
- 2 附属病院の理念に基づき、附属病院における医療の充実・強化並びに研究・教育の場としての利便性の向上を、健全な経営基盤の上に達成する。
- 3 先端医療技術の開発と普及を推進する。
- 4 看護・医療科学類の立ち上げに必要な臨床教育・研究の体制の整備を行う。

### 7.2 全学的目標の実施状況

#### 1 学生・教職員の心身の健康保持

精神面・心理面でサポートが必要な学生・教職員に対して、個別のカウンセリングを行った。学生相談の利用者は618人（前年比8%増）、延べ相談回数は1,964回（前年比10%増）、学生の精神衛生相談利用者は435人（前年比16%増）、延べ相談回数は2,747回（前年比5%増）であった。精神衛生相談利用学生の増加が目立ち、一人当たりの相談回数も多い。精神衛生相談体制の充実が急務であるが、幸い図書館情報大学との統合に伴い、担当者を1名増員できた。さらに、非常勤の心理カウンセラーを任用し、学生相談室の機能を強化した。また、学生担当教官室との定期的な連絡会をもち、学生生活支援の強化を図った。

生活習慣病の早期発見・早期治療を目的に実施した定期健康診断の受診率は、例年同様に高く、学生78.0%（前年77.0%）、教職員84.5%（前年84.4%）であった。健康診断後、該当者には生活指導や治療を行い、専門的な医療が必要な場合には附属病院を紹介した。

#### 2 附属病院の医療と教育の充実

医療の充実、強化に関して平成14年度に実施した主要事項は以下のとおりである。

- (1) 国立大学附属病院ではじめて臨床医療管理部を設置し、医療の質の向上と安全管理体制の一層の整備を図った。
- (2) 安全で高度な医療を提供できるようにするために、院内措置で新生児集中治療室(NICU)を設置した。
- (3) 本附属病院は、10件の高度先進医療承認を目指している。平成14年度は放射線科の「CT透視ガイド下生検」が高度先進医療として承認され、承認件数は合計4件となった。また、平成14年度に新たに申請が2件追加され、申請中のものが5件となった。一方、医薬品の臨床試験(治験)の受け入れ件数は、継続86件（前年比10%増）、新規37件（前年比29%減）であった。
- (4) 3,215件の定時手術、788件の緊急手術、合計4,004件の手術が行われ、手術件数がはじめて4,000件を超えた。手術については医療事故防止の観点から、手術器材遺残防止策(術後X線撮影など)と手術部位誤認防止策を講じた。
- (5) 前年度に引き続き、薬剤師を病棟に配置した。薬剤管理指導業務件数が約1万2千件（前年度比80%増）、IVH調製(無菌製剤処理)が約6千2百件（前年度比290%増）となった。
- (6) 平成15年度にISO9001を取得することを目指して、ISO認証取得推進室において院内研修、業務分析、品質マニュアルの作成を行った。
- (7) 地域との連携の強化及び医療福祉の向上を目指して、地域医療連携室を設置した。相談件数は3,021にのぼった。さらに、医療福祉支援センター設置の概算要求を行い、平成15年度設置が認められた。

教育研究の充実、強化に関して平成14年度に実施したことは以下のとおりである。

- (1) 平成16年度から実施される卒後臨床研修必修化に備え、平成14年度から卒後臨床研修にスーパーローター

ション方式を導入した。また、本学附属病院を管理型病院とし、多くの協力病院から構成する病院群の構築の検討を開始した。

(2) 医の倫理特別委員会で、新しい治療方法・診断方法の開発や病気の原因解明を目的とした臨床研究計画を50件承認した。

経営基盤の強化及び環境整備に関して平成14年度に実施したことは以下のとおりである。

(1) 平成14年度に経営企画会議を設置し、平均在院日数の短縮化、病床稼働率の向上、差額病床徴収率の向上に取り組んだ。

(2) 平成15年度から実施される医療機関別入院医療の包括評価導入に備え、調査を実施した。

(3) 外来診療棟、病棟の特別室、放射線部門・検査部門等の改修工事を行って病院施設を整備した。また、患者の利便性の向上と憩いの場の提供を目的とした病院周辺環境整備を行った。

### 3 先端医療技術の開発

平成14年度の先端医療技術開発のための主要な計画は、陽子線治療臨床研究で一層の成果を上げることと、再発白血病の遺伝子治療の実施であった。

陽子線治療に関しては、平成14年度に153名の患者を治療した。一人の患者は平均19回の照射を受けた。年間の治療日数は234日で、1日平均13名の患者を治療照射した。さらに、治療方針の確立とそのための評価を客観的に実施するために、平成14年度に陽子線医学利用研究センターに学内外の専門医から構成する専門部会を発足させ、治療方針書を作成した。

再発白血病の遺伝子治療に関しては、外国における遺伝子治療実施でベクターの安全性について問題が生じたことから、慎重に対応することとし、実施を平成15年度に延期した。

### 4 看護・医療科学類の臨床教育・研究体制の整備

平成14年10月1日に、医療技術短期大学の4年制化が実現し、看護・医療科学類が設置された。このことに伴い、臨床教育体制の整備を行った。また、看護科学系の設置及び博士課程看護学分野の専攻の設置に向けて、概算要求を開始した。

## 7.2 医療関係委員会等の活動

### 1 医療関係委員会

本委員会の主要な運営方針は、本学の医療・保健に係る重要事項をとりあげて審議すること、及び学内関連組織の連絡調整を行うことである。平成14年度は定例委員会を11回開催した。主要な審議事項、報告事項は、附属病院の経営状況、将来設計、及び法人化対応であった。

### 2 医の倫理特別委員会

本学における人間を対象とした医療研究及び医療行為において倫理的配慮を図ることを目的として、通常の医の倫理特別委員会を11回開催し、55件の研究計画及び医療計画を承認した。55件のうち50件は臨床医学系教員からの申請であった。一方、ヒトゲノム・遺伝子解析研究計画の審査については、学外者3名の委員が参加する医の倫理特別委員会を5回開催し、24件の研究計画を承認した。

## 7.3 自己評価と課題

### 1 学生教職員の心身の健康保持

学生相談・精神衛生相談では、精神的・心理的な問題をもつ学生・教職員の個別指導を積極的に行っているが、大学院生の受診者の増加が目立つ。しかも、相談内容が複雑化し、深刻化している。今後、個別相談体制を一層充実するとともに、学内の関連組織との連携を密にする必要がある。法人化をひかえ、個別相談体制の充実のためのマンパワーや予算をどのようにして確保するかが大きな課題である。

教職員・学生の生活習慣病の早期発見・早期治療については、健康診断後に附属病院と連携して、適切な生活指導や治療を実施できた。しかし、保健管理センターの現在の業務を維持するためには、ここでも、法人化後マンパワーと予算をいかに確保するかが重要な課題である。

## 2 附属病院の医療と教育の充実

- (1) 院内措置で設置していた臨床医療管理室を正式に臨床医療管理部とすることが認められた。このことに伴い、ゼネラルリスクマネージャー兼主任医療管理者（教員）とシニアリスクマネージャー（看護師）を配置して、医療の質の向上と医療事故防止に努めた。平成15年度には、インシデント、オカレンスレポートの提出とフィードバックを電子化することにより、安全情報を迅速に共有して、事故防止の一層の推進を図る必要がある。
- (2) 平成14年度もISO9001の認証取得の準備を進めてきた。平成15年度には認証が実現し、医療機関としての国際基準の品質が保証されることが重要である。
- (3) 平成14年度に、「CT透視ガイド下生検」が高度先進医療として承認されたが、高度先進医療件数をさらに増やす必要がある。現在申請中の高度先進医療の他に、近い将来、がんの陽子線治療と再発白血病の遺伝子治療も高度先進医療の承認を受けることが重要である。
- (4) 概算要求で医療福祉支援センターを設置することが認められた。このセンターの前身の地域医療連携室は、すでに十分な実績をあげてきているが、平成15年度は、医療福祉事業及び地域との連携において大きな成果をあげることができるよう、新センターを立ち上げて、軌道に乗せる必要がある。
- (5) 経営に関しては、平成14年度は、平均在院日数の短縮化、差額病床徴収率の向上、薬剤師服薬指導等の拡大、病院収入の適正確保を図り、かなりの改善がみられた。しかし、一層の改善が必要がある。
- (6) 国立大学法人化、医療制度改革、卒後臨床研修必修化をひかえ、早急に取り組むべき課題が多い。また、特定機能病院としての医療の質を確保することも重要である。平成15年度は、本学附属病院にとって大きな課題を解決すべき重要な年である。

## 3 先端医療技術の開発

陽子線治療は、患者照射数および装置の稼働率ともに順調であった。米国の最高水準のがん病院であるMDアンダーソンがんセンターが、本学の実績を参考にして陽子線治療施設の建設を開始したという。今後は、陽子線治療の有用性と治療法を確立することが重要である。陽子線医学利用研究センターに新たに専門部会を設置したことの意義は大きい。

## 4 看護・医療科学類の臨床教育・研究体制の整備

看護・医療科学類設置に伴う臨床教育体制は、順調に整備されている。新学類の設置により、多数の看護系教員が任用されたので、新学系の看護科学系を早急に設置することが重要である。さらに、博士課程看護学分野の専攻の設置に向け、今後とも準備に万全を期す必要がある。